

平成17年(ワ)第14143号 謝罪広告等請求事件(第1事件)

平成17年(ワ)第24104号 謝罪広告等請求事件(第2事件)

平成19年(ワ)第6821号 謝罪広告等請求事件(第3事件)

## 原告準備書面(9)

2007(平成19)年6月22日

第1 2007年6月22日付被告東京都準備書面(1)に対する反論

1 2007年6月22日付被告東京都準備書面(1)第2項「被告東京都の主張」に対して、原告らは、2005年12月2日付原告ら準備書面(1)第2項、2006年2月3日付原告ら準備書面(2)、同年3月10日付原告ら準備書面(3)、同年4月21日付原告ら準備書面(4)第2項、同年6月30日付原告ら準備書面(5)、同年9月8日付原告ら準備書面(6)を援用する。

2 被告東京都は、同準備書面第1項3(1)において、本件発言(1)乃至(4)が事実を摘示するものであるとの原告らの主張について争い、「都立大学の運営に関する事項という公共の利害に関する事項について、意見として述べたものである」と主張する。

しかし、本件発言(1)乃至(4)が意見として述べられたものではなく、証拠によって認定の可能な事実として述べられたものであることは明らかである。

すなわち、①フランス語が勘定できない言語であるかどうか、同語が国際語として失格しているか否か、②都立大学におけるフランス語講座について専攻希望者、受講生及び履修者が一人もいないかどうか、③都立大学の教員が反対のための反対をし、笑止千万な、反逆にもならない反逆をしているかどうかという点については、いずれも証拠によってそれが真実か否かの立証の可能なものである。

また、被告石原が真実性・相当性の立証を行わないことを当法廷で明らかになっていることからしても、本件発言(1)乃至(4)の摘示事実が虚偽のものであったことは既に明らかになっているところである。

第2 原告の主張

1 本件発言の違法性を判断するに当たっては、次の国際法規が斟酌されるべきである。

すなわち、第31回ユネスコ総会が2001年11月2日パリにおいて採択した「文化の多様性に関するユネスコ世界宣言」は、次のとおり述べる。

「ユネスコ総会は、世界人権宣言の中で、また1966年の二つの国際協定(市民的・政治的権利に関する協定、及び経済的・社会的・文化的権利に関する協定)等、世界的に承認された他の法的文書の中で宣言されている「人権と基本的自由」の完全実施を心に誓い、・・・ユネスコによって制定された国際法規に記載されている文化の多様性及び文化的権利の行使に関する規定条項を参照し、文化とは社会或いは社会集団の精神的・物質的・知的・感情的特性の組み合わせであり、芸術・文学に加えて生活様式・共生の仕方・価値体系・伝統・信念が含まれると認識すべきことを再確認し、・・・相互の信頼と理解を根底にして、文化の多様性・寛容・対話・協力を重んじることが世界の平和と安全を保障する最善策の一つであると言明し、文化の多様性の認識、人類は一体であるという自覚、及び異文化間の交流の進展を基盤としたより強い連帯を熱望し、・・・国連の組織の中でユネスコに委ねられた「実りの多い文化の多様性の維持促進を図る」という特別な任務を自覚し、次のような諸原則を公布し、この宣言を採択する。

第1条 — 文化の多様性：人類共通の遺産

文化は時間・空間を越えて多様な形を取るものであるが、その多様性は人類を構成している集団や社会のそれぞれの特性が、多様な独特の形をとっていることに表れている。生物における種の多様性が、自然にとって不可欠であるのと同様に、文化の多様性は、その交流・革新・創造性の源として、人類にとって不可欠なものである。こうした観点から、文化の多様性は人類共通の遺産であり、現在および未来の世代のために、その意義が認識され、明確にされなければならない。

(中略)

#### 第4条 — 文化の多様性を保障する人権

文化多様性の擁護は人間の尊厳尊重と切り離せない倫理的必須課題である。それは人権と基本的自由の擁護、特に少数民族に属する人々の権利や先住民族の権利擁護の確約を意味する。何人であろうと、文化の多様性を理由に国際法で保障された人権を侵害し、またその範囲を制限してはならない。

#### 第5条 — 文化的権利：文化の多様性を可能にする環境

文化的権利は人権の中で重要な位置を占め、普遍的、かつ不可分で、相互依存の関係にある。創造的多様性がその成果を発揮するためには、「世界人権宣言27条」及び「経済・社会・文化的権利に関する国際規約13条・15条」で規定されている文化的権利が十分に守られる必要がある。従って、全ての人々は自らの選んだ言語、特に母国語を通じてその考えを述べ、自らの作品を創作・発表する権利を有する。また全ての人々は、自らの文化的独自性を十分に尊重した質の高い教育・訓練を受ける権利を有する。更に全ての人々は、人権と基本的自由を尊重する限り、自ら選ぶ文化的生活を営み、自らの文化的慣習を守る権利を有する。

#### 第6条 — 万人に文化的多様性への道を開くこと

言葉や映像等による思想の自由な交流を保証すると同時に、全ての文化が自らを表現し、それを広く伝えることが出来るよう配慮すべきである。表現の自由があること、マスメディアの多元的共存が可能なこと、多様な言語が使用可能なこと、芸術ならびに科学技術知識（デジタル方式を含めて）が誰でも自由に入手できること、全ての文化が表現と普及の手段を所有できること、こうした事が保証されるならば、文化の多様性が保たれるのである。（以下略）」

以上